

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成30年7月19日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1800014 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1800007 号

第 1 結論

昭和 43 年 1 月から昭和 50 年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 43 年 1 月から昭和 50 年 9 月まで

私は、昭和 43 年は母父と一緒に生活をしていました。請求期間の私の国民健康保険料と国民年金保険料は母と一緒に払ったと思うので、調査の上、請求期間を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

国民年金の加入手続を行った場合は、手続き後、速やかに国民年金手帳記号番号が払い出されるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の所持する年金手帳に記載された国民年金の記号番号(*)は昭和 50 年 10 月に払い出されていることが確認できる上、それより前に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もないことから、請求期間当時、請求者は国民年金に未加入であったと考えられる。

また、請求者は、請求期間当時、母親が国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付していた旨主張しているが、母親は既に亡くなっており、自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していなかったとしていることから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

このほか、請求者及び請求者の母親が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700398 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1800019 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 学校における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 56 年 4 月 1 日から昭和 57 年 4 月 1 日まで

私は、A 学校の職員として、昭和 56 年 4 月から昭和 57 年 3 月 31 日まで在職し、その後退職した。当時の卒業生名簿と生徒から提出されたレポート(検印に名前及び日付けあり)を資料として提出するので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

A 学校が提出した履歴書及び同校の回答並びに B 教育委員会が提出した人事記録の写しによると、請求者は、請求期間のうち、昭和 56 年 4 月 6 日から同年 7 月 31 日までの期間及び同年 9 月 1 日から昭和 57 年 3 月 31 日までの期間において A 学校に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 学校は、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に係る届出並びに請求期間における請求者の給与からの厚生年金保険料控除については、資料の保管がないため不明である旨回答している。

また、A 学校に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、請求期間に請求者の氏名はなく、健康保険の整理番号に欠番もないことから、請求者の同校に係る厚生年金保険の被保険者記録が欠落したとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。